

## 別表3

### 1. 判定料金

#### (1) 法第12条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能確保計画の判定料金

##### ① ホテル等、病院等、集会所、学校など及びこれらを含む複合用途の場合

単位：円（税別）

評価手法 評価対象延べ床面積	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
300㎡以上～2,000㎡未満	240,000	120,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	250,000	150,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	300,000	200,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	350,000	250,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	400,000	300,000

・ 評価対象が50,000㎡以上の場合、別途見積りとする。

##### ② ①に掲げる以外の用途の場合

単位：円（税別）

評価手法 評価対象延べ床面積	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
300㎡以上～2,000㎡未満	130,000	80,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	150,000	100,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	200,000	150,000 (100,000※1)
10,000㎡以上～20,000㎡未満	200,000	150,000 (100,000※1)
20,000㎡以上～50,000㎡未満	300,000	200,000 (100,000※1)

・ 評価対象が50,000㎡以上の場合、別途見積りとする。

・ ※1：主要な用途が工場等の場合、カッコ内の額とする。

#### (2) 法第12条第2項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定料金

- ① 直前の判定の業務を当機関が行ったものについては、上記（1）の判定料金の1/2以下の額とする。
- ② その他のものについては、上記（1）の判定料金の額を原則とする。

#### (3) 軽微変更該当証明料金

- ① 直前の判定の業務を当機関が行ったものについては、上記（1）の判定料金の1/4以下の額とする。
- ② その他のものについては、上記（1）の判定料金の額を原則とする。

### 2. 判定料金の減額

- (1) 第19条（1）の場合、上記1（1）の①又は②の判定料金の4/5の額とする。
- (2) 第19条（2）から（5）の場合、上記1（1）の①又は②の判定料金の4/5以下の額とする。
- (3) 第19条（6）の業務量の軽減に大きく資するものとして当機関が認めるものは次のとおりとし、その判定料金は一律10,000円（税別）とする。
  - ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、次のいずれかの依頼を行うとき。
    - ① 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項への適合に係る技術的審査
    - ② 法第30条に規定する性能向上計画認定に係る技術審査
    - ③ 法第36条の規定する建築物省エネルギー諸費性能基準適合認定に係る技術的審査

### 3. 判定料金の増額

判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断するものの判定料金は次のとおりとする。

- ① 複合建築物、その他判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、上記1（1）の判定料金を1.3を乗じた額を限度とした額とする。
- ② 改修前後のB E I等の値を評価する場合、上記1（1）の判定料金を1.5を乗じた額とする。

#### 4. 適合判定通知書の再発行手数料

評価書を再発行する場合、一通につき8,000円（税別）とする。